

【参考】化粧品における特定成分の特記表示について（昭和 60 年通知からの変更点）

新	旧
<p data-bbox="340 384 929 416">化粧品における特定成分の特記表示について</p> <p data-bbox="248 480 371 512">都道府県</p> <p data-bbox="192 528 781 560">各 保健所設置市 薬務主管部（局）長 殿</p> <p data-bbox="248 576 342 608">特別区</p> <p data-bbox="842 671 1106 703">令和 7 年 3 月 1 0 日</p> <p data-bbox="869 719 1106 751">厚生労働省医薬局</p> <p data-bbox="786 767 1106 799">監視指導・麻薬対策課長</p> <p data-bbox="163 911 1106 1182">化粧品における特定成分の特記表については、「化粧品における特定成分の特記表示について」（昭和 60 年 9 月 26 日付け薬監第 53 号厚生省薬務局監視課長通知）において取扱いをお示ししているところですが、化粧品の広告を巡る環境の変化を考慮し、より理解しやすい表現に修正するため、下記のとおりとしますので、貴管下関係業者への周知をお願いいたします。</p> <p data-bbox="163 1198 1106 1326">なお、本通知をもって、「化粧品における特定成分の特記表示について」（昭和 60 年 9 月 26 日付け薬監第 53 号厚生省薬務局監視課長通知）は廃止します。</p>	<p data-bbox="1312 384 1901 416">化粧品における特定成分の特記表示について</p> <p data-bbox="1162 528 1693 560">各 都道府県 衛生主管部（局）長 殿</p> <p data-bbox="1809 671 2074 703">昭和 60 年 9 月 26 日</p> <p data-bbox="1783 719 2074 751">厚生省薬務局監視課長</p> <p data-bbox="1162 911 1834 943"><u>標記については、以下のように取扱うこととする。</u></p>

記

特定成分の特記表示とは、商品に配合されている成分中、特定の成分を表示することである。

化粧品において特定成分の特記表示することは、あたかもその成分が有効成分であるかのような誤認を生じるおそれがあるため、原則として行わないこと。

ただし、以下の留意事項及び Q&A に基づき、特定成分の特記表示する場合に限り認められる。

I 留意事項

1 特定成分の特記表示

(1) 特定成分の特記表示する場合、配合目的を必ず併記すること。なお、配合目的は化粧品の効能効果及び製剤技術に基づく表現とし、客観的に実証されていること。

(2) 特定成分を写真、デザイン（英文等の表示を含む）で表現している場合は、「○○（成分名）△△（配合目的）」等と配合目的とともに成分名も記載する。

2 特記表示が認められない事例

(1) 特定成分の名称に「薬」の字が含まれるもの
例 「生薬エキス」、「薬草抽出物」、「薬用植物のエキス」

(2) 医薬品かのような印象を与えるもの

I 取扱い

1 特記表示が認められない事項

(1) 「生薬エキス」、「薬草抽出物」、「薬用植物のエキス」のように名称に「薬」の字が含まれるもの

(2) 「漢方成分抽出物」のように医薬品という印象を与えるもの

2 特記表示して差し支えない事例

「植物成分」、「植物抽出物」、「天然植物エキス」等

<p><u>例 「漢方成分抽出物」</u></p>	<p><u>3 上記1及び2以外の事例</u></p> <p><u>(1) 配合目的を併記すれば表示して差し支えない。なお、配合目的は化粧品について効能効果の表現の範囲であって事実であること。</u></p> <p><u>(2) 写真、デザイン（英文等の表示を含む）については近くに「○○（△△として配合）」と記載する。</u></p>
---------------------------	--

II 化粧品における特定成分の特記表示 (Q&A)

新番号	新		旧	
	質問事項 (Q)	回答 (A)	質問事項 (Q)	回答 (A)
1	1 特定成分の特記表示とは何か。	<u>化粧品における広告や包装において、商品に配合されている成分中、特定の成分を表示することである。</u>	1 特定成分の特記表示とは何か。	商品に配合されている成分中、 <u>特に訴求したい成分のみを目立つよう表示する事である。</u>
2	5 配合成分の全てを表示する時は特記表示に <u>するか。</u>	<u>配合成分の全ての成分を同等に表示する限り特記表示に該当しない。</u>	5 配合成分の全てを表示する時は特記に <u>あたらないと</u> 考えてよいか。	全ての成分を同等に表示する限り特記に <u>あたらない。</u>
3	3 <u>配合されている</u> 成分を特記表示した場合、どのような問題があるのか。	<p>1) 化粧品でない（医薬品的）という印象を与える<u>ことがある。</u></p> <p>2) 通常の化粧品より成分的に<u>効果、安全性等の面</u></p>	3 <u>特記成分を特記</u> した場合、どのような問題があるのか。	<p>1) 化粧品でない（医薬品的）という印象を与える<u>事がある。</u></p> <p>2) 通常の化粧品より成分的に優れている <u>(効果、安</u></p>

		優れているとの誤認を与える <u>ことがある。</u> 3) 当該成分が主たる成分であるとの誤認を与える <u>ことがある。</u>		<u>全性等の面で)</u> との誤解を与える <u>事がある。</u> 3) 当該成分が主たる成分であるとの誤解を与える <u>事がある。</u>
4	26 広告でボディーコピー中に特定成分が記載された場合は、特記表示にあたるか。	<u>全てが特記表示に該当する。</u>	26 広告でボディーコピー中に特定成分が記載された場合は、特記表示にあたるか。	<u>広告中の表現はすべて特記表示となる。</u>
5	2 <u>化粧品の外部の容器・被包、または直接の容器・被包及び添付文書等に特定成分を記載することは特記表示に該当するか。</u>	<u>全てが特記表示に該当する。</u>	2 <u>添付文書等関係ないか。</u>	<u>対象になる。</u>
6	37 <u>特定成分を外国語で表示することは特記表示に該当するか。</u>	<u>外国語と邦文を区別して取扱うものではないため特記表示に該当する。</u>	37 <u>英文表示は特記表示に当たるか。</u>	<u>英文と邦文を区別して取扱うものではない。なお、I「取扱い」3「上記1及び2以外の事例」の(2)を参照されたい。</u>
7	23 医薬部外品の場合についても、化粧品に準じた表現であれば差し支えないと考えてよいか。	承認を受けた有効成分以外の <u>特定</u> 成分の <u>特記</u> 表示に関しては、化粧品に準じて差し支えない。	23 医薬部外品の場合についても、化粧品に準じた表現であれば差し支えないと考えてよいか。	承認を受けた有効成分以外の成分の表示に関しては、化粧品に準じて差し支えない。
8	16 <u>配合目的はどのように記載したらよいか。</u>	<u>特記表示している成分名の前又は後などに記載すること。</u>	16 <u>配合目的の記載方法は？</u>	<u>成分名の前又は後などに記載し成分と配合目的の対応がなさ</u>

		<u>注記等を用いて特定成分の前又は後以外の場所に記載する場合は、文字の大きさ、フォント、配置、コントラスト、色、表示時間（動画広告）等に留意し、容易に読めるようにしなければならない。</u>		<u>れていること。</u>
9	24 <u>動画広告において、特定成分を表示する場合、その配合目的をどのように説明すればよいか。</u>	<u>配合目的が画面やナレーションで容易に理解されるように説明されていること。なお、記載方法については、Q&A 8を参照すること。</u>	24 <u>事例3に該当する成分の広告において使用目的を併記する方法として画面で成分名、ナレーションで使用目的を説明するという点でもよいか。又その逆でもよいか。</u>	<u>画面に成分名が出ている際同時にナレーションで使用目的を説明する場合はよい。又その逆もよい。</u>
10	11 <u>特定成分の配合目的は、化粧品の効能効果に基づく表現として、保湿、着色料、着色料、洗浄成分の他、皮膚保護、お肌の保護成分、紫外線防止成分、お肌の引き締め成分、補油成分、地肌、頭髮をしっとりさせる成分と、製剤技術に基づく表現として、コーティング成分、増粘剤、製</u>	<u>化粧品の効能の範囲の改正について（平成23年7月21日付け薬食発0721第1号厚生労働省医薬食品局長通知）や製材技術に基づき製品の使用感や製品性状などに関わる表現であって客観的に実証されていれば、差し支えない。</u>	11 <u>化粧品としての配合目的であり、医薬品的薬理効果を暗示しないものとして、保湿剤、着色料、着色料、洗浄剤の他、皮膚保護剤、お肌の保護成分、紫外線防止剤、収斂剤、補油成分、天然保湿剤、地肌、頭髮をしっとりさせる成分…等の表示であっても差し支えないか。</u>	化粧品についての効能効果の表現の範囲（S. 55. 10 通知、H. 12. 12. 28 改正）であって事実であれば差し支えない。

	品の酸化防止剤…等の表示であつても差し支えないか。			
11	32 <u>回答 10</u> には「化粧品の効能の範囲の改正について（平成23年7月21日付け薬食発0721 第1号厚生労働省医薬食品局長通知）や製剤技術に基づく表現であつて客観的に実証されていれば、差し支えない。」と記載されているが、 <u>実証とはどういう意味か。</u> 又、事実か否かを証明する資料として社内データでもよいか。	<u>客観的に実証されているとは、当該効能効果や製剤技術に基づく表現として客観的に説明出来るということである。又、説明資料としては、社内データであつてもよいが客観性のあるものであることが必要である。</u>	32 <u>回答 11</u> には「化粧品についての効能効果の表現範囲（S. 55. 10 通知、H. 12. 12. 28 改正）であつて事実であれば <u>差し支えない</u> 」と記載されているが、 <u>事実とはどういう意味か。</u> 又、事実か否かを証明する資料として社内データでもよいか。	<u>事実とは、当該効能効果が客観的に説明出来るということである。</u> 又、説明資料としては、社内データであつてもよいが客観性のあるものであることが必要。
12	8 生薬名であつても配合目的を併記し生薬等の文字を入れなければ <u>特記表示しても</u> 差し支えないか。 （例）天然植物 <u>薏苡仁エキス（保湿成分）</u> アロエエキス（ <u>保湿成分</u> ）	差し支えない。 <u>ただし、I「留意事項」の2「特記表示が認められない事例」のよ</u> <u>うに名称に「薬」の字が含まれるものや医薬品という印象を与えるものは不可である。</u>	8 生薬名であつても配合目的を併記し生薬等の文字を入れなければ差し支えないか。 （例）天然植物苡仁エキス <u>（保湿剤）</u> アロエ・エキス（ <u>保湿剤</u> ）	差し支えない。
13	9 <u>特定成分の特記表示として</u>	<u>特記成分の由来とともに配合</u>	9 <u>「アロエ・エキス（天然植物</u>	差し支えない。

	<p><u>次のような例示も差し支えないと考えてよいか。</u></p> <p><u>(例) カミツレエキス(天然植物保湿成分)配合</u></p>	<p><u>目的を記載することは差し支えない。</u></p>	<p><u>保湿剤)」「天然植物保湿剤としてアロエエキス配合」のいずれも差し支えないか。</u></p>	
14	<p>19 <u>配合目的の記載方法について</u></p> <p>次のような表現であれば差し支えないと考えてよいか。</p> <p>① アロエエキスが<u>肌にうるおいを与えます。</u></p> <p>② うるおい成分<u>コラーゲン</u>を配合。</p> <p>③ <u>肌にうるおいを与えます。(へちまエキス配合)</u></p> <p>④ <u>アロエエキスを配合した化粧水です。</u></p>	<p><u>①～③ 配合目的が記載されており、有効成分であるかのような誤認を生じないため、差し支えない。</u></p> <p><u>④ 配合目的が記載されていないため不可である。</u></p>	<p>19 <u>エキス類の表示について</u></p> <p><u>エキス類の表示に関して</u>次のような表現であれば差し支えないと考えてよいか。</p> <p>① アロエエキスが<u>肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます。</u></p> <p>② うるおい成分<u>アロエエキス</u>を配合。</p> <p>③ <u>肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます。(アロエエキス配合)</u></p> <p>④ <u>アロエエキス(保湿剤)が肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます。</u></p> <p>⑤ <u>肌にうるおいを与えるアロエエキスを配合しました。</u></p>	<p><u>①～⑥差し支えない。</u></p>

			<p><u>⑥ うるおいのアロエエキス、キュウリエキス、ヘチマエキスが肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます。</u></p> <p><u>⑦ アロエエキスを配合した化粧水です。</u></p>	<p><u>⑦不可である。</u></p>
15	<p>21 <u>製剤技術に基づき製品の使用感や製品性状などに係わる次のような表現をすることは差し支えないと考えてよいか。</u></p> <p><u>① スクワラン配合により、のびのよい軽い感触が楽しめます。</u></p> <p><u>② シルクパウダー配合（さらさら成分）</u></p>	<p><u>①～②製剤技術に基づく化粧品としての配合目的が記載されており、有効成分との誤認がないため、差し支えない。</u></p>	<p>21 <u>ホホバ油、ミツロウ、ラノリン等のクリーム乳液等に基剤として配合されている成分及びメーキャップ化粧品に配合されている粉末類について</u> <u>クリーム・乳液等に基剤として配合されている油分、ロウ類等の成分及びメーキャップ化粧品に配合されている微粒子タルク、シルクパウダー等の成分に関して次のような表現であれば差し支えないと考えてよいか。</u></p> <p><u>① 肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます。（ホホバ油配合）</u></p>	<p><u>①～⑤差し支えない。</u></p>

			<p>② <u>ホホバ油、ラノリンが肌にうるおいを与え乾燥を防ぎます。</u></p> <p>③ <u>肌にうるおいを与えるホホバ油、ラノリンを配合しました。</u></p> <p>④ <u>微粒子タルクが日ざしをさえぎり、日やけによるシミ・ソバカスを防ぎます。</u></p> <p>⑤ <u>シルクパウダー配合により、のびのよい軽い感触が楽しめます。</u></p> <p>⑥ <u>ホホバ油配合のクリームです。</u></p>	
16	17 「エモリエント成分とし〇〇配合」あるいは「トリートメント成分として〇〇配合」はよいか。	<u>有効成分と誤認しないため、</u> 差し支えない。	17 「エモリエント成分とし〇〇配合」あるいは「トリートメント成分として〇〇配合」はよいか。	<u>⑥不可である。</u> 差し支えない。
17	<u>〇〇 医薬部外品等の有効成分として配合されることのある成分を化粧品成分として特記</u>	<u>医薬部外品等の有効成分として配合されることのある成分を特記する場合、以下の3点を全</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<p><u>表示する場合、どのようなことを遵守すべきか。</u></p>	<p><u>て満たした配合目的を記載する必要がある。</u></p> <p>① <u>明示的又は暗示的であるか否かにかかわらず、有効成分であるかのような誤認を生じ薬理作用などを暗示させないこと</u></p> <p>② <u>化粧品の効能効果の範囲であること</u></p> <p>③ <u>客観的に実証されたことに基づくこと</u></p> <p><u>なお、有効成分として使用されている成分を特記表示すると、あたかもその成分が有効成分のように誤認させやすいため、配合目的も含め、広告全体としての表現にも十分注意すること。</u></p>		
18	<p><u>〇〇 医薬部外品等の有効成分として配合されることのある成分を次のように表現することは差し支えないと考えてよいか。</u></p>		<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

	<p><u>(1) 肌あれを防ぐ成分ビタミンA、Eを配合</u> <u>(2) グリチルリチン酸ジカリウム (消炎剤) 配合クリームです。</u></p>	<p><u>(1) ビタミンA、Eなど医薬部外品等の有効成分として配合されることのある成分を表現する場合は、広告を行う者が、Q&A17のAに基づき適正かどうか確認すること。特に、特記表示だけでなく、広告全体から有効成分であるかのような誤認を生じさせていると判断される場合は、不可である。</u> <u>(2) Q&A17のA②に該当しないため、不可である。</u></p>		
--	--	---	--	--

以下、削除。

	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>4 指定成分の表示と関係は？</u>	<u>指定成分の表示とは無関係である。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>6 回答1の「目立つよう表示する」とはどのような事か。</u>	<u>特定成分のみを、他の文字と離したり、色を変えたり、枠で囲んだり、ゴシックあるいは大きい文字にする等が含まれる。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>7 文章中に成分名を記載する事は特記に当たらないか。</u>	<u>回答6に該当しない限り特記に当たらない。</u>

	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>10 ビタミン等であっても化粧品として配合目的が付記されていけば差し支えないか。</u> <u>(例) ビタミンE (抗酸化剤)</u>	<u>化粧品についての効能効果の表現の範囲 (S. 55. 10 通知、H. 12. 12. 28 改正) であって事実であれば、差し支えない。例の「抗酸化剤」は「製品の抗酸化剤」と改めれば差し支えない。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>12 次のような例示ならば差し支えないと考えてよいか。</u> <u>1) 天然保湿成分植物抽出物液 (アロエエキス、シラカバエキス) 配合</u> <u>2) 天然植物保湿成分 (カミツレエキス、トウキンセンカエキス、ローズマリーエキス、ボダイジュエキス) 配合</u>	<u>差し支えない。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>13 配合目的を併記せずに高級アルコール系シャンプー、プロテインシャンプー、アミノ酸系シャンプーと表示してもよいか。</u>	<u>差し支えない。</u>

	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<p>14 <u>回答 10 例中例えば「日やけを防ぐ」「皮膚を保護する」「乾燥を防ぐ」「肌荒れを防ぐ」「皮膚にうるおいを与える」「毛髪の帯電を防止する」等をそれぞれ「紫外線吸収剤（防止剤）」「皮膚保護剤」「肌荒れ防止剤」「保湿剤」「帯電防止剤」のように記載してよいか。</u></p>	<u>差し支えない。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<p>15 <u>配合目的を必ずしも記載する必要のない「取扱い」の 2 に該当するものとは何か。</u></p>	<u>個別成分でなく統括的成分の場合であり「植物成分」「植物抽出液」「海藻エキス」「動物成分」「ハーブエキス」などである。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<p>18 <u>ビタミン等の表示についてビタミン等を次のように表現することは差し支えないと考えてよいか。</u></p> <p>① <u>ビタミン A、D が肌あれを防ぎます。</u></p> <p>② <u>肌あれを防ぐ成分ビタミン A、D を配合</u></p>	<u>①～④不可である。</u>

			<p><u>③ 乾燥した空気から肌を守り、肌あれを防ぎます。（ビタミンA、D配合）</u></p> <p><u>④ ビタミンA、D（肌あれを防ぐ成分）を配合し、うるおいのあるしっとりした肌を保ちます。</u></p> <p><u>⑤ ビタミンC（製品の酸化防止剤）配合のクリームです。</u></p> <p><u>⑥ グリチルリチン酸モノアンモニウム（消炎剤）配合クリームです。</u></p>	<p><u>⑤差し支えない。</u></p> <p><u>⑥不可である。</u></p>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<p><u>20 コラーゲン、アミノ酸、ヒアルロン酸、プロテイン、グリセリン等の保湿剤について消費者によく知られているコラーゲン、アミノ酸等の保湿剤について次のような表現であれば差し支えないと考えて</u></p>	

			<p><u>よいか。</u></p> <p>① <u>肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます。(コラーゲン、アミノ酸配合)</u></p> <p>② <u>コラーゲン、アミノ酸が肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます。</u></p> <p>③ <u>ヒアルロン酸、プロテイン(保湿剤)が肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます。</u></p> <p>④ <u>肌にうるおいを与えるプロテイン、グリセリンを配合しました。</u></p> <p>⑤ <u>冬の冷たい空気や冷房などの乾燥した環境から肌を守ってください。</u></p> <p><u>アミノ酸、ヒアルロン酸を配合した○△クリームが肌にうるおいを与え、すこやかな肌</u></p>	<p><u>①～⑤差し支えない。</u></p>
--	--	--	--	--------------------------

			<u>を保ちます。</u>	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<p><u>22 化粧品に添付する説明書の</u> <u>内容として、下記原案に配合</u> <u>成分の表示を行った場合、事</u> <u>例1～4の内容の表現であれ</u> <u>ば差し支えないと考えてよい</u> <u>か。</u></p> <p><u>原案（配合成分の表示がな</u> <u>いもの）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・静電気を抑え、スムーズ</u> <u>にブラッシングができ、</u> <u>枝毛や切毛を防ぐ、いた</u> <u>んだ髪用のトリートメン</u> <u>トです。</u> <u>・髪をしっとり、しなかや</u> <u>にし、適度な水分と油分</u> <u>を補います。</u> <u>・髪の根元から毛先まで、</u> <u>つやのあるヘアスタイル</u> <u>を作ります。</u> <u>・フケ・カユミを抑え、す</u> <u>こやかな髪を保ちます。</u> 	
			<u>事例1</u>	<u>1 差し支えない。</u>

			<ul style="list-style-type: none"> ・<u>静電気を抑え、スムーズにブラッシングができ、枝毛や切毛を防ぐ、いたんだ髪用のトリートメントです。</u> ・<u>髪をしっとり、しなやかにし、適度な水分と油分を補います。</u> ・<u>髪の根元から毛先まで、つやのあるヘアスタイルを作ります。</u> ・<u>フケ・カユミを抑え、すこやかな髪を保ちます。</u> <u>(カチオン誘導体、レシチン、紅花油、カチオンポリマー、アロエエキス)</u> 	
			<p><u>事例2</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>静電気を抑え、スムーズにブラッシングができ、枝毛や切毛を防ぐ、いたんだ髪用のトリートメントです。</u> (カチオン誘導 	<p><u>2 差し支えない。</u></p>

			<p><u>体、レシチン)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・髪をしっとり、しなやかにし、適度な水分と油分を補います。(紅花油、アロエエキス)</u> <u>・髪の根元から毛先まで、つやのあるヘアスタイルを作ります。(カチオンポリマー)</u> 	
		事例3	<p><u>事例3</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・カチオン誘導体が静電気を抑えてスムーズなブラッシングができ、レシチンが髪を保護して枝毛や切毛を防ぐ、いたんだ髪用のトリートメントです。</u> <u>・髪をしっとり、しなやかに保ち、適度な水分と油分を補う紅花油、アロエエキスを配合しました。</u> <u>・カチオンポリマーが髪の根元から毛先まで、つや</u> 	<u>3 差し支えない。</u>

			<u>のあるヘアスタイルを作ります。</u>	
			<u>事例4</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>静電気を抑え、スムーズにブラッシングができ、枝毛や切毛を防ぐ、いたんだ髪用のトリートメントです。</u> ・<u>髪を根元から毛先まで、つやのあるヘアスタイルを作ります。</u> ・<u>フケ・カユミを抑え、すこやかな髪を保ちます。</u> <u>成分</u> <u>セタノール、パラベン、黄色4号、カチオン誘導体、レシチン、紅花油、アロエエキス、カチオンポリマー、ビタミンE</u>	<u>4 差し支えない。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	25 <u>I「取扱い」の1「特記表示が認められない事例」に該当する成分について特記しなければ表示してよいのか。</u>	<u>特記でない場合であっても表示は不可である。</u>

	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	27 「アロエ」は、配合目的を記載しなければならないとされているのに、「海藻」の場合、配合目的を記載しなくてもよいとされる理由は？	<u>「海藻」の場合消費者に対し、回答3のような問題を起こすおそれがないと考えられるためである。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	28 A7によれば文章中に成分名を記載する場合には、特定成分のみ他の文字と離したり、色を変えたり等しない限り特記表示にあたらぬとしている一方、質問事項19の⑦「アロエを配合した化粧水です」や質問事項21⑥「ホホバ油配合のクリームです」が特記表示とされる理由は？	<u>回答7でいう文章とは、表面全体からみて、かなりのスペースを有しその中において特定成分の表示が相対的に目立たないものをいい、単に文章の形をとっていることが、特記表示とならない条件ではない。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	29 画面で配合目的と成分を併記する場合はナレーションで配合目的を述べる必要はないか。	<u>成分と同等に目立つ程度に配合目的が併記されている場合には、ナレーションで配合目的を述べる必要はない。(24の回答参照)</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	30 ビタミンCを皮膚保護剤と表現してよいか。	<u>認められない。医薬部外品の有効成分として認められている成分については、薬理作用を暗</u>

				<u>示するような配合目的を記載することは認められない。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>31 部外品の場合、質問事項 18 の①～④のような表現をしてもよいか。</u>	<u>ビタミン A、D が有効成分であって事実であればよい。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>33 粧原基の解説書の記載の範囲であれば、事実と解してよいか。</u>	<u>解説書は、各成分の作用等の記載にあたり、化粧品用の用途のみに限定していないこと及び配合量又は他の配合成分により効果の有無も異なると思われるので解説書の記載をそのまま引用することは適当ではない。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>34 「ビタミン E」という表示は、文中なら配合目的を書かないでよいか。</u>	<u>広告中以外であって特記に当たらなければよい。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>35 化粧油類として許可を受けているオリーブ油、椿油、スクワランが 100%、60%といった製品の場合も配合目的を書かなければならないか。</u>	<u>類別名称「化粧用油類」の表示がある等目的性に誤認がない限り差し支えない。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>36 一方に生薬名（例、ヨクイニン）及びその効能効果を記載し、これと実線等で区分</u>	<u>全体として一つの広告とみる。したがって、例えば、生薬の説明において化粧品の効能の</u>

			<u>し、例えば、その下に該当生薬を含む化粧品について当該生薬の植物名（例の場合、ハトムギ）を記載した広告を行う場合、何か問題があるか。</u>	<u>範囲を逸脱した効能を書けば不可となる。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>38 「バイオ成分」という表現を広告物中で用いた場合、配合目的を書かねばならないか。</u>	<u>配合目的を記載する必要がある。また、バイオ成分の内容も記載すること。</u>